

非常災害時等の区立幼稚園・小中学校の対応について

非常災害時には、学校教育法施行規則第 63 条に基づいて校長（園長）は、区立幼稚園・小中学校を臨時休業とすることができます。

これを踏まえ、港区では、非常災害時等に次のとおり幼稚園・小中学校で対応を統一します。

1 大雨および暴風（台風）、大雪の発生等に伴う登下校の判断について

（１）計画運休及び特別警報発令時への対応について

区内を通っている主要交通機関（複数の主要なＪＲ路線または私鉄路線 等）に「計画運休」が発表されている場合、または気象庁による「特別警報」（レベル５大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、土砂災害特別警報、氾濫特別警報）、「危険警報」（レベル４大雨危険警報、土砂災害危険警報、氾濫危険警報）が港区に出ている場合、幼稚園・小中学校の登下校について次のとおり対応します。
※計画運休の判断基準材料は「各交通機関のホームページ及びＮＨＫの交通情報」とします。

※特別警報、危険警報の判断基準資料は「気象庁ホームページ及びＮＨＫの気象情報」とします。

① 登園・登校について

ア 主要交通機関（複数の主要なＪＲ路線または私鉄路線 等）の「計画運休」（運休時間帯が登校時間、職員の出勤時間にかかわる）が見込まれている場合

- ・幼稚園・小中学校は、臨時休業（※①授業日数に含まない）します。

（小中学校においては、学校判断での※②「オンラインを活用した学び」の試行を認めます。）

※①文部科学省平成 31 年 3 月 29 日通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」が示すとおり、学校又は学年の全部を臨時休業とした場合には、授業日数には含まないものとして記録を行う。

※②「オンラインを活用した学び」…双方向授業、オンデマンド配信、オンラインを活用した課題のやり取り、クラウド上での共同編集 など広くオンラインを活用した学習活動

- ・幼稚園・小中学校は、臨時休業について緊急メール配信、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。なお、臨時休業の決定後、天候が回復した場合についても学校は再開しません。また、前日に特別警報、危険警報が出ている場合には、前日の午後４時までに翌日臨時休業の可能性の有無及び翌日午前６時の時点で最終的に臨時休業の有無の判断をすることを緊急メール配信、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。

イ 午前６時の時点で「特別警報」「危険警報」が出ている場合

- ・幼稚園・小中学校は臨時休業（授業日数に含まない）します。

（小中学校においては、学校判断での「オンラインを活用した学び」の試行を認めます。）

- ・幼稚園・小中学校は臨時休業について緊急メール配信、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。なお、臨時休業の決定後、天候が回復した場合についても学校は再開しません。

ウ 前日に保護者に通知したが、午前６時の時点で「特別警報」「危険警報」が出ていない場合

- ・幼稚園・小中学校は、「保護者判断による登校」を行います。
- ・「保護者判断による登校」

➡ 住居等の場所により、強風やゲリラ豪雨などが懸念される場合があることから、登下校における安全担保のため、保護者の判断のもとで登校。

- ・保護者の判断で「登下校中の安全の担保」を理由として登園、登校を見合わせた場合は、出席停止扱いとし遅刻や欠席の扱いとはしません。

- ・幼稚園・小中学校は、「保護者判断による登校」について緊急メール配信、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。

② 降園・下校について

ア 降園・下校時刻までの間に「特別警報」「危険警報」が出ることが事に見込まれる場合

- ・幼稚園・小中学校は、降園・下校時刻が早まることを緊急メール配信、または各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。（幼稚園は保護者に迎えを依頼します。）
- ・降園・下校時刻が早まることを保護者に周知した後、小中学校は特別警報発令前に児童・生徒を下校させます。（小学校は、方面別集団下校とし、幼稚園は保護者に迎えを依頼します。）ただし、学校または学童クラブ・放課 G0→等利用児童については、学校または学童クラブ・放課 G0→等に留め置きます。

イ 降園・下校時刻より前に「特別警報」「危険警報」が出た場合

- ・幼稚園・小中学校は、幼児・児童・生徒を幼稚園、学校または学童クラブ・放課 G0→等に留め置きます。
- ・保護者が希望する場合は、「特別警報」「危険警報」が出ていても幼児・児童・生徒を保護者が引き取ることができることとします。
- ・午後6時までに「特別警報」「危険警報」が解除された場合は、集団下校等を実施します。小学校の集団下校のみ、方面別集団下校とします。
- ・午後6時を過ぎても「特別警報」「危険警報」が解除されない場合は、全ての幼児・児童・生徒を保護者の引き渡しにて帰宅させることとします。

(2) 警報発令時の対応について

気象庁による「警報」（暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、津波警報、土砂災害警報、氾濫警報）が港区に出ている場合は、幼稚園・小中学校の登下校について、次のとおり対応します。（津波警報については、学校の所在地、幼児・児童・生徒の居住地によって、対応が異なります。）

※警報の判断基準資料は「気象庁ホームページ及びNHKの気象情報」とします。

① 登園・登校について

ア 午前6時の時点で「警報」が出ている場合

- ・幼稚園・小中学校は、臨時休業（授業日数に含まない）します。
（小中学校においては、学校判断での「オンラインを活用した学び」の試行を認めます。）
- ・幼稚園・小中学校は、臨時休業について緊急配信メール、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。なお、臨時休業の決定後、天候が回復した場合、警報が解除された場合についても学校は再開しません。また、前日に警報が出ている場合には、前日の午後4時までに翌日臨時休業の可能性の有無及び翌日午前6時の時点で最終的に臨時休業の有無の判断をすることを緊急メール配信、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。

イ 前日に保護者に通知したが、午前6時の時点で「警報」が出ていない場合

- ・幼稚園・小中学校は、「保護者判断による登校」を行います。
- ・「保護者判断による登校」
➡ 住居等の場所により、強風やゲリラ豪雨などが懸念される場合があることから、登下校における安全担保のため、保護者の判断のもとで登校
- ・保護者の判断で「登下校中の安全の担保」を理由として登園、登校を見合わせた場合は、出席停止扱いとし遅刻や欠席の扱いとはしません。
- ・幼稚園・小中学校は、「保護者判断による登校」について緊急メール配信、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。

② 降園・下校について

ア 降園・下校時刻までの間に「警報」が出ることが事に見込まれる場合

- ・引き渡し、留め置き、集団下校、通常下校等については、各幼稚園・各小中学校の判断で対応します。対応は、「特別警報」発令時を参考にします。集団下校とする場合は、小学校のみ方面別下校とします。
- ・津波警報発令が見込まれる場合には、芝浜小・芝浦小・港南小・港陽小・港南中・港陽中および、芝浦・港南地区に下校する児童・生徒については、保護者への引き渡しとし、保護者の迎えがあるまで校舎内の上層階で留め置きの対応とします。

イ 降園・下校時刻より前に「警報」が出た場合

- ・引き渡し、留め置き、集団下校、通常下校等については、各幼稚園・各小中学校の判断で対応します。対応は、「特別警報」「危険警報」発令時を参考にします。集団下校とする場合は、小学校のみ方面別集団下校とします。
- ・津波警報発令の場合には、芝浜小・芝浦小・港南小・港陽小・港南中・港陽中および、芝浦・港南地区に下校する児童・生徒については、保護者への引き渡しとし保護者の迎えがあるまで校舎内の上層階で留め置きの対応とします。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の降園・下校について

(1) 幼稚園・小中学校に滞在時に区内で震度5弱以上の地震を記録した場合

- ・幼稚園は、保護者への引き渡しとします。
- ・小中学校は、全児童・生徒を学校または学童クラブ・放課 G0→等に留め置き、保護者への引き渡しとします。

(2) 幼稚園・小中学校に滞在していない時に区内で震度5弱以上の地震を記録した場合

- ・登校については、各幼稚園・小中学校で判断します。

3 熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

- ・過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、幼児・児童・生徒の生命を第一に考え、すべての教育活動を中止し、臨時休業とします。
- ・小学校において、学童クラブ利用児童のうち保護者の就労の関係等により、登校せざるを得ない児童がいた場合には、保護者の送迎のもと、昼食持参のうえ学校に登校させ、自習などの見守りを行います。昼食以降学童クラブに引き継ぎます。
- ・宿泊学習の出発日・帰校日に当たる場合には、集合・解散場所まで保護者の送迎を依頼するとともに、バス乗車前後等に屋外にいる時間ができるだけ短くなるように徹底し、予定通り実施することを原則とします。
- ・部活動の公式戦については、大会主催者の通知に準じます。

4 その他

上の(項番1、2)以外のケース(大雨警報、〇〇注意報、震度4以下の地震等)については、各幼稚園・小中学校で判断します。

【参考】

学校教育法施行規則 第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。